

## 第1号議案

芦屋市立幼稚園における3年保育の実施及び廃園（所）条例の廃止を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

地方自治法第74条第1項の規定により、芦屋市立幼稚園における3年保育の実施及び廃園（所）条例の廃止を図るための関係条例の整備に関する条例の制定請求を平成30年1月22日付けで受理したので、同条第3項の規定により、意見を付けて当該請求に添えられた条例案を議会に付議する。

平成30年1月30日提出

芦屋市長 山 中 健

芦屋市条例第 号

芦屋市立幼稚園における3年保育の実施及び廃園（所）条例の廃止を図るための関係条例の整備に関する条例

（芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（保育期間）

第2条の2 園児の保育期間は、1年、2年及び3年とする。

（芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の廃止）

第2条 芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年芦屋市条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

## 意見書

芦屋市立幼稚園における3年保育の実施及び廃園（所）条例の廃止を図るための関係条例の整備に関する条例制定の請求が、2名の請求代表者からありましたので、地方自治法第74条第3項の規定により、以下のとおり意見を申し述べます。

本市では、保育所ニーズが年々増加し、依然として多くの待機児童が発生しており、その解消は喫緊の課題であります。

一方で、市立幼稚園においては、園児数が定員を大きく下回る状況が続いており、これらの課題は、将来の少子化も見据えながら市全体で早期に解決しなければならないことは言うまでもありません。

これらの課題を解決するため昨年2月に公表した「市立幼稚園・保育所のあり方」の計画は、「子育て未来応援プランあしや」の方向性及び平成28年11月の学校教育審議会答申を踏まえ、園児が減少している市立幼稚園を再編成し、その資源を有効に活用しながら認定こども園を整備することで、永続的かつ効率的に待機児童の解消と3歳児の教育ニーズへ対応することをその目的としています。

また、このたびの請求項目のひとつでもあります市立幼稚園での3年保育につきましては、学校教育審議会答申の中でも、「長い歴史の中でそれぞれの建学精神に基づいた特色ある幼児教育を展開し、公立と共存しながら芦屋の幼児教育の一翼を担ってきた私立幼稚園が、保護者の多様な選択肢として存在することが幼児教育の根幹をなすことからすると、3歳児保育の実施についてはなお慎重な検討が必要である。」と示されており、かねてからの私の考え方と一致するところです。

今後は、この「市立幼稚園・保育所のあり方」の計画を着実に進めていくことが、将来にわたるすべての就学前の子どもたちにとって「最善の利益」に繋がるものと考えておりますので、このたびの直接請求の条例制定案には賛成することはできません。

平成30年1月30日

芦屋市長 山中 健

## 参 照

### 地方自治法抜粋

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（第5項から第9項まで省略）

芦屋市立幼稚園において3年保育を求める条例及び朝日ヶ丘幼稚園、精道幼稚園、精道保育所の廃園(所)条例を廃止させる条例の制定を求める請求書

芦屋市立幼稚園において3年保育を求める条例及び朝日ヶ丘幼稚園、精道幼稚園、精道保育所の廃園(所)条例を廃止させる条例の制定請求の要旨

1、請求の要旨

- 1 芦屋市立幼稚園の保育期間は「芦屋市立幼稚園規則」で1年及び2年とされているが、「芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例」を改正し「1年、2年及び3年」とするよう請求する。
- 2 2017年9月26日公布された朝日ヶ丘幼稚園、精道幼稚園、精道保育所の廃園(所)にかかる芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を廃止するよう請求する。

1

- ①去る10月総選挙における政権与党である自由民主党の公約は、「2020年までに3～5才児までのすべての子供たちの幼稚園・保育園の費用を無償化します」、公明党の公約は「2019年までにすべての幼児(0～5歳児)を対象とした幼児教育の無償化の実現をめざす」とあり、3年保育の流れは我が国の政策となっており、その受け皿作りは急務である。
- ②数年前、精道幼稚園の保護者が3年保育を求める署名を約1200筆市長宛てに提出したこと、現在、約300名の園児が3年保育を実施している市外私立幼稚園へ園バス通園している事実から、3年保育は市民的要求であることは間違いない。また、市内には「2才児まで」の保育施設が7カ所あり「3才の壁」と指摘されている。市立幼稚園の送迎時間や給食提供など見直しすれば、「3才の壁」が解決し待機児童解消に繋がる。
- ③市は、市立幼稚園での3才児受入を「私立幼稚園の経営を圧迫する」という理由で拒んでいるが、前掲の「3～5才児幼児教育無償化」による受け皿は、私立幼稚園や公私こども園のみで対応出来ない。
- ④市は、存続させる市立幼稚園については2年保育に限定しているが、これは3年保育需要に反する「経営」で、応募者の減少から廃園に追いやりかねないものである。

芦屋の幼児教育は、全国的にも高い評価を受けている。市立幼稚園の有効活用・3才児受入は、子育て世代を呼び込み、人口増、市税収入増にもつながり「教育のまち・あしや」のいっそうの発展に生きる道である。市当局が3年保育に背を向ける下で、「市民が市政の主人公」である民主主義の原則に立ち返り、「市立幼稚園での3才児受入」のための条例の発議ができる直接請求を行うものである。

2

1との関連において、条例で廃園が決まった幼稚園を復活し、3年保育の実施を求めるものである。そして、精道保育所は、精道幼稚園の復活にともない、廃所の理由がなくなり、存続を求めるものである。

2 請求代表者

(住所) 芦屋市 [黒塗り] (職業) 保育園長 (氏名) 山内香

(住所) 芦屋市 [黒塗り] (職業) 無職 (氏名) 佐藤ゆき

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定を請求いたします。

平成29年11月13日  
芦屋市長 山中 健 様

## 別紙条例案

芦屋市条例第 号

芦屋市立幼稚園における 3 年保育の実施及び廃園（所）条例の廃止を図るための関係条例の整備に関する条例

（芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 1 条 芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年芦屋市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（保育期間）

第 2 条の 2 園児の保育期間は、1 年、2 年及び 3 年とする。

（芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の廃止）

第 2 条 芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 29 年芦屋市条例第 27 号）は廃止する。

### 附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p><u>(保育期間)</u>                      第2条の2 園児の保育期間は、1年、2年及び3年とする。                      第2条の3 (省略)</p>	<p>第2条の2 (省略)</p>

芦屋市条例第 27 号

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年芦屋市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表芦屋市立精道幼稚園の項を削る。

第 2 条 芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表芦屋市立朝日ヶ丘幼稚園の項を削る。

(芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年芦屋市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表芦屋市立精道保育所の項を削る。

附 則

この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

# 市立幼稚園・保育所のあり方について

